

令和8年度 小山町育英奨学資金奨学生募集要項

小山町では、小山町育英奨学資金貸付の設置、管理及び処分に関する条例（昭和38年条例第17号）により令和8年度の奨学生を次のように募集します。

予約制度を取り入れていますので、早く内定することにより保護者様の資金計画が立てやすくなっています。

1. 募集の対象

- 1) 町内に居住する者の子弟であって、高等学校、高等専門学校、新制大学又はこれと同程度の学校（専門学校）に在学若しくは入学予定者
- 2) 品行方正、成績良好、心身健康の者
- 3) 学資の支払いが困難と認められる者（下記の基準額参照）

区分		年収・所得の上限額 (4人世帯の目安)	
		給与所得世帯	給与所得以外の世帯
大学	国・公立	907万円程度	421万円程度
	私立	955	469
短大	国・公立	892	406
	私立	939	453
高専 (高校)	国・公立	750	302
	私立	787	328
専修 (専門)	国・公立	857	377
	私立	929	443

○表の「年収・所得の上限額」はあくまで目安です。世帯の人数・事情により増減します。

2. 募集予定人数

4人 ※応募者多数の場合は選考とします。

3. 貸与月額

高校生 12,000円以内
大学生等 30,000円以内

4. 貸与期間

当該学校における正規の修学期間

5. 予約申し込み（提出部数 各1部）

令和7年12月1日(月)から令和8年1月30日(金)までに、次の書類を教育委員会（学校教育課）に提出。閉庁日及び閉庁時間は受付できません。

- ① 奨学生予約願書(様式第2号の3)・・・学校教育課窓口又は小山町ホームページからダウンロード可能
- ② 奨学生推薦調書(様式第2号)・・・学校教育課窓口又は小山町ホームページからダウンロード可能
- ③ 成績証明書・・・在学中の学校から取得願います
- ④ すでに高校、大学等に在学している者で奨学金を志望する場合は在学証明書・・・在学中の学校から取得
- ⑤ 同意書(様式第2号の2)・・・学校教育課窓口又は小山町ホームページからダウンロード可能
- ⑥ 世帯全員の住民票の写し・・・役場住民福祉課又は各支所

- ⑦ 保護者及び連帯保証人の印鑑証明及び納税証明書
印鑑証明書・・・役場住民福祉課又は各支所 納税証明書・・・役場税務課又は各支所
- ⑧ 保護者及び願書に記載した家族のうち、所得のある者全員の所得を証明できるもの(確定申告書の写し、源泉徴収票の写し又は所得証明書…役場税務課又は各支所等)
- ⑨ 他の団体及び個人等からの奨学金を借り受けている場合は、その貸与又は給与調書(該当者のみ)

6. 奨学金の返還

奨学金は、卒業した1か年後から5年間以内にその金額を月賦、半年賦又は年賦等の方法により返還することになっています。

ただし、全額又は一部を一時に返還することができます。

7. お問い合わせ

詳しいことは、小山町教育委員会学校教育課（電話76－6122）へ